

団体契約の適正な運営について

2016年8月

一般社団法人 日本損害保険協会

1. 本資料の目的および位置付け

我が国の損害保険市場において、団体契約は企業や集団の構成員に対する補償として広く普及しているが、契約締結および割引率の適用等にあたっては、契約者間の公平性の確保等、適正な運用に努めることが求められている。

このため、一般社団法人日本損害保険協会では、団体契約の適正運営の必要性や留意点に関する理解促進等を目的として、本資料をとりまとめた。なお、本資料は拘束力を有するものではなく、各社において自主的に行う対応を妨げるものではない。

2. 団体契約の適正運営

団体契約は、企業や所定の条件を満たす組織等を1つの「団体」として、その「団体」を保険契約者、同団体の構成員などを被保険者として保険契約を締結するものである。

対象とする団体の種類によって、団体類別、団体の適格性、被保険者の範囲（加入資格者）、必要な被保険者数、団体割引適用の可否等が異なる契約方式である。

団体契約においては、次のことがないように、十分に留意する必要がある。

- ・団体契約者としての適格性に欠ける団体と契約を締結する。
- ・被保険者の範囲に規定されている者以外を被保険者として契約を締結する。
- ・規定上必要な被保険者数を満たしていないにもかかわらず団体割引を適用するなど、不適切な割引率を適用する。

（1）代理店・募集人への教育・指導の実施

団体契約の募集を行う代理店・募集人に対して、研修等により団体契約について適正な募集を実施するよう教育・指導を行う必要がある。

教育・指導にあたっては、各社が定める団体契約における契約者としての適格性に関する基準、被保険者の範囲、各種割引の適用基準、契約締結時においてそれらの適格性を確保する手法等について正しく理解されることが重要である。

（2）確認ルール・仕組みの徹底

団体契約の募集にあたっては、適正な契約締結のための確認ルールを明確に定め、適正に実行することにより、不適正な契約の発生を防止することが重要である。

①「団体の適格性」の管理

団体契約の募集にあたっては、団体契約者としての適格性に欠ける団体と契約を締結することを防止するために、例えば団体契約の計上時にはチェックシートを用いるなど、各社が定める団体契約者としての要件を満たしている団体であるかを確認する仕組みを構築する必要がある。

②被保険者の範囲の確認（混入の防止）

団体契約の募集にあたっては、被保険者の範囲に規定されている者以外を被保険者として契約を締結することのないよう、被保険者の範囲について契約者（団体）に明

示して確認を行うなど、各社が定める被保険者要件を満たしていることを確認する必要がある。

③被保険者数の確認

団体契約の締結にあたっては、各社が定める必要な被保険数を充足していないにもかかわらず団体割引を適用することのないよう、被保険者数を適切に把握する必要がある。

(3) その他

①団体契約向けの募集文書を作成する場合のルールの徹底

団体契約では、営業部門等において独自に加入者あて募集文書などを作成する場合があるため、例えばマニュアル等に団体契約の場合の留意点等を記載し、募集文書作成に係るルールの徹底を図るとともに、本社部門において審査を行う態勢とするなど、適切な管理が行われる仕組みを構築することが重要である。

②子会社・関連会社等の包含の管理

「子会社・関連会社等の包含」とは、一定条件を満たす場合、子会社・関連会社等に勤務している役員・従業員についても、親会社と同一団体として包含して被保険者とする場合をいう。包含可能な子会社・関連会社等は法令や各社の規定等によるが、これらの条件に合致しているかを適切に管理する必要がある。

③団体割引の合算規定の適正運用

付保動機にかかわらず、団体の構成員全員（注1）を被保険者とするなど構成員の多数を被保険者とする被保険者1名あたりの保険金額・保険料が極めて少額な契約（注2）と任意加入の団体契約を、団体割引の合算規定を適用し、任意加入の団体契約の割引率を拡大することは、任意加入の団体契約のみを契約する他の契約者、被保険者との公平性に問題が生じる。加えて、これは被保険者数に応じた割引である団体割引を実質的に団体の構成員数に応じた割引とするに等しい点で、団体割引制度をゆがめてしまうこととなる。

については、団体割引の合算対象とすべきでない契約について、各社が定量的であるなど明確な基準を定め、その基準に基づく適切な引受けを確保する必要がある。

（注1） 団体が一定の基準を満たす構成員全てを被保険者として契約する場合も同様である。

（注2） 補償範囲を縮小する・限定するなどにより、1名あたりの保険料を少額に抑えた契約も含まれる。

なお、不適切な事例は次のとおりであるが、合算適用の適正性を判断する水準等を示すものではなく、当該水準等は各社の任意の判断に委ねられることに留意する必要がある。

【団体割引の合算適用に係る不適切な事例】

- A 保険会社を引受保険会社とする任意加入の団体傷害保険（団体割引率 10%）を福利厚生制度として導入している X 法人（構成員数 15,000 人）に対し、その契約の自社への切り替えを企図する B 保険会社が、X 法人の構成員全員を被保険者とし、1 被保険者当りの補償内容を死亡・後遺障害（保険金額 5 万円）のみとする団体傷害保険（団体割引率 30%）を契約、団体割引の合算適用の規定により任意加入の団体傷害保険に対しても現行制度より大きい割引率を適用することとして、A 保険会社からの契約の切り替えを図った。

- Y 社では従来より A 保険会社の任意加入の団体傷害保険を福利厚生制度として導入しているが、被保険者数が伸び悩んでおり、その魅力向上策を A 保険会社に求めていた。A 保険会社は、入院見舞金制度を創設し、その原資として、従業員全員を被保険者とし、入院保険金（日額 300 円）のみを補償する団体傷害保険を契約することにより、その契約の団体割引率（25%）を任意加入の団体傷害保険にも適用することを提案した。

- Z 法人では、構成員から徴収している会費の剰余金を構成員に還元するため、災害見舞金制度を創設し、その原資として、構成員全員を被保険者とし死亡・後遺障害（保険金額 20 万円）のみを補償する団体傷害保険を契約することを決定、すでに任意加入の団体傷害保険を契約している保険会社 C と契約を締結した。保険会社 C では既存の任意加入の団体傷害保険に対し、団体割引の合算規定を適用し新たに契約した団体傷害保険の割引率を使用することとした。

以 上